

福井大学長

内木 宏延 殿

誓 約 書

私、(氏名) _____ は、令和 8 年度交換留学（学術交流協定校または UMAP : University Mobility in Asia and the Pacific）に応募及び参加するにあたり、下記事項を守ることを誓います。

記

1. 交換留学の目的、参加条件、経費等についてよく理解し、事前に保証人等の経済的支援者の了解を得た上で出願すること。
2. 交換留学に必要な諸手続き（留学先大学に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、本学の所属学部・研究科における交換留学手続き、単位認定手続き、留学費用の支払い、保険加入等）については、事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
3. 交換留学の妨げとなる健康上の問題は渡航開始以前に解決すること。本学へ持病・既往症等の申し出がない場合は、本学での適切な対応ができないことを了承すること。また、既往症などがある場合には医師の診断と判断に従うこと。合理的配慮を受けている場合は、担当カウンセラーにプログラム参加について必ず事前に申し出ること。
4. 日本出発から帰国までの全渡航期間において、海外旅行傷害保険に加入すること。また保険で補償されないアクティビティ、危険を伴う活動（無免許での車やバイクの運転、スカイダイビングやバンジージャンプ等を含む）は行わないこと。
5. 渡航までに、指示された予防接種や抗体検査等を行うこと。
6. 海外旅行保険の補償内容は渡航前によく確認し、補償対象の事由と免責事由を把握し、父母や保証人等も内容を理解しておくこと。
7. 危機管理会社等の外部のサービスを利用する際、連携会社へ提供した疾病やトラブルに関連する個人情報について、本学の関係者に共有されることに同意すること。
8. 留学期間中、緊急に医療手当や手術の必要が生じ、本人又は保証人の同意を得る時間的猶予がない場合は、本学の教職員または医師の判断によって処置が実施されることに同意すること。本学の教職員、医師または派遣先の教職員によって医療行為が必要と判断されたにも関わらず、自らの意思で受診をしなかった場合、いかなる問題が発生しても本学、派遣先大学はその責任を負わない。
9. 交換留学期間中は、滞在国又は地域の法令（飲酒・喫煙等を含む）、並びに本学及び留学先大学の学則・諸規則を遵守するとともに、両大学の助言教員・担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗にも反することのないように注意し、健康管理及び安全確保に努め、本学の学生として本人の自覚と責任を持って行動すること。また、日本国及び留学先の国・地域で適用される法令等で禁止されている薬物・武器・模造品等の購入、持ち出し、所持・使用、持ち込みは絶対に行わないこと。

10. 交換留学中は留学先大学が定める授業を全て履修し、学業に精励すること。
11. 留学先大学の休暇期間中に旅行等の個人的な理由により留学先大学・滞在国を離れる場合は、本学国際課に事前に報告の上、了解を得ること。
12. 体験実習や専門実習、インターンシップ等を通して知り得た留学先大学、またはその関係機関の機密情報や重要事項（顧客情報や活動情報を含む）については、交換留学終了後においても守秘義務を遵守し、第三者に漏洩しないこと。留学期間中は、自己の責任において行動し、万一損害や被害が発生した場合または第三者に損害を与えた場合には、自己の責任において一切の損害賠償責任及びその他の責任を負うこととし、本学又は留学先大学に責任を一切問わないこと。
13. 留学前、留学中及び帰国後、期日内に所定の書類や報告書を提出し、各種オリエンテーション等に参加すること。また、交換留学中の連絡先に変更があった場合は、速やかに国際課に届け出ること。
14. 留学中は大学が指定した報告書や回答用紙を必ず提出し、月1回の国際課とのオンラインミーティングに参加すること。
15. 危機管理のため、留学期間中、本学、父母や保証人と常時連絡が取れる電話番号と日本からの着信及び日本への発信ができるよう手配すること。
16. 留学先大学決定後、やむを得ない場合（本学が実施する実渡航に係る意思確認調査を含む）を除き、留学辞退はしないこと。また、自然災害や感染症の拡大、情勢不安、治安の悪化等により、本学が派遣中止を決定する場合があり得ることを了承し、その決定に従うこと。これらに伴う航空券のキャンセル料金、その他辞退に伴う費用は本人の負担とすること。
17. 交換留学期間終了後は、2週間以内に帰国すること。また、本学の了解なく、個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。
18. 交換留学中の様子を表す画像・動画・文章等の記録を、本学並びに留学先大学が使用する場合があることを了承すること。また、本学の国際交流及び留学等に関する情報提供や各種調査・イベント（交換留学説明会、交換留学報告会等）に協力すること。

以上

年 月 日

(参加者) 学籍番号 : _____

所 属 : _____

氏 名 : _____

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を順守することを保証します。

(保証人) 氏 名 : _____ (続柄 _____)

福井大学長

内木 宏延 殿

誓 約 書

私、(氏名) _____ は、令和 8 年度交換留学（学術交流協定校または UMAP : University Mobility in Asia and the Pacific）に応募及び参加するにあたり、下記事項を守ることを誓います。

記

1. 交換留学の目的、参加条件、経費等についてよく理解し、事前に保証人等の経済的支援者の了解を得た上で出願すること。
2. 交換留学に必要な諸手続き（留学先大学に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、本学の所属学部・研究科における交換留学手続き、単位認定手続き、留学費用の支払い、保険加入等）については、事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
3. 交換留学の妨げとなる健康上の問題は渡航開始以前に解決すること。本学へ持病・既往症等の申し出がない場合は、本学での適切な対応ができないことを了承すること。また、既往症などがある場合には医師の診断と判断に従うこと。合理的配慮を受けている場合は、担当カウンセラーにプログラム参加について必ず事前に申し出ること。
4. 日本出発から帰国までの全渡航期間において、海外旅行傷害保険に加入すること。また保険で補償されないアクティビティ、危険を伴う活動（無免許での車やバイクの運転、スカイダイビングやバンジージャンプ等を含む）は行わないこと。
5. 渡航までに、指示された予防接種や抗体検査等を行うこと。
6. 海外旅行保険の補償内容は渡航前によく確認し、補償対象の事由と免責事由を把握し、父母や保証人等も内容を理解しておくこと。
7. 危機管理会社等の外部のサービスを利用する際、連携会社へ提供した疾病やトラブルに関連する個人情報について、本学の関係者に共有されることに同意すること。
8. 留学期間中、緊急に医療手当や手術の必要が生じ、本人又は保証人の同意を得る時間的猶予がない場合は、本学の教職員または医師の判断によって処置が実施されることに同意すること。本学の教職員、医師または派遣先の教職員によって医療行為が必要と判断されたにも関わらず、自らの意思で受診をしなかった場合、いかなる問題が発生しても本学、派遣先大学はその責任を負わない。
9. 交換留学期間中は、滞在国又は地域の法令（飲酒・喫煙等を含む）、並びに本学及び留学先大学の学則・諸規則を遵守するとともに、両大学の助言教員・担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗にも反することのないように注意し、健康管理及び安全確保に努め、本学の学生として本人の自覚と責任を持って行動すること。また、日本国及び留学先の国・地域で適用される法令等で禁止されている薬物・武器・模造品等の購入、持ち出し、所持・使用、持ち込みは絶対に行わないこと。

10. 交換留学中は留学先大学が定める授業を全て履修し、学業に精励すること。
11. 留学先大学の休暇期間中に旅行等の個人的な理由により留学先大学・滞在国を離れる場合は、本学国際課に事前に報告の上、了解を得ること。
12. 体験実習や専門実習、インターンシップ等を通して知り得た留学先大学、またはその関係機関の機密情報や重要事項（顧客情報や活動情報を含む）については、交換留学終了後においても守秘義務を遵守し、第三者に漏洩しないこと。留学期間中は、自己の責任において行動し、万一損害や被害が発生した場合または第三者に損害を与えた場合には、自己の責任において一切の損害賠償責任及びその他の責任を負うこととし、本学又は留学先大学に責任を一切問わないこと。
13. 留学前、留学中及び帰国後、期日内に所定の書類や報告書を提出し、各種オリエンテーション等に参加すること。また、交換留学中の連絡先に変更があった場合は、速やかに国際課に届け出ること。
14. 留学中は大学が指定した報告書や回答用紙を必ず提出し、月1回の国際課とのオンラインミーティングに参加すること。
15. 危機管理のため、留学期間中、本学、父母や保証人と常時連絡が取れる電話番号と日本からの着信及び日本への発信ができるよう手配すること。
16. 留学先大学決定後、やむを得ない場合（本学が実施する実渡航に係る意思確認調査を含む）を除き、留学辞退はしないこと。また、自然災害や感染症の拡大、情勢不安、治安の悪化等により、本学が派遣中止を決定する場合があり得ることを了承し、その決定に従うこと。これらに伴う航空券のキャンセル料金、その他辞退に伴う費用は本人の負担とすること。
17. 交換留学期間終了後は、2週間以内に帰国すること。また、本学の了解なく、個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。
18. 交換留学中の様子を表す画像・動画・文章等の記録を、本学並びに留学先大学が使用する場合があることを了承すること。また、本学の国際交流及び留学等に関する情報提供や各種調査・イベント（交換留学説明会、交換留学報告会等）に協力すること。

以上

年 月 日

(参加者) 学籍番号 : _____

所 属 : _____

氏 名 : _____

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を順守することを保証します。

(保証人) 氏 名 : _____ (続柄 _____)

福井大学長

内木 宏延 殿

誓 約 書

私、(氏名) _____ は、令和 8 年度交換留学（学術交流協定校または UMAP : University Mobility in Asia and the Pacific）に応募及び参加するにあたり、下記事項を守ることを誓います。

記

1. 交換留学の目的、参加条件、経費等についてよく理解し、事前に保証人等の経済的支援者の了解を得た上で出願すること。
2. 交換留学に必要な諸手続き（留学先大学に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、本学の所属学部・研究科における交換留学手続き、単位認定手続き、留学費用の支払い、保険加入等）については、事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
3. 交換留学の妨げとなる健康上の問題は渡航開始以前に解決すること。本学へ持病・既往症等の申し出がない場合は、本学での適切な対応ができないことを了承すること。また、既往症などがある場合には医師の診断と判断に従うこと。合理的配慮を受けている場合は、担当カウンセラーにプログラム参加について必ず事前に申し出ること。
4. 日本出発から帰国までの全渡航期間において、海外旅行傷害保険に加入すること。また保険で補償されないアクティビティ、危険を伴う活動（無免許での車やバイクの運転、スカイダイビングやバンジージャンプ等を含む）は行わないこと。
5. 渡航までに、指示された予防接種や抗体検査等を行うこと。
6. 海外旅行保険の補償内容は渡航前によく確認し、補償対象の事由と免責事由を把握し、父母や保証人等も内容を理解しておくこと。
7. 危機管理会社等の外部のサービスを利用する際、連携会社へ提供した疾病やトラブルに関連する個人情報について、本学の関係者に共有されることに同意すること。
8. 留学期間中、緊急に医療手当や手術の必要が生じ、本人又は保証人の同意を得る時間的猶予がない場合は、本学の教職員または医師の判断によって処置が実施されることに同意すること。本学の教職員、医師または派遣先の教職員によって医療行為が必要と判断されたにも関わらず、自らの意思で受診をしなかった場合、いかなる問題が発生しても本学、派遣先大学はその責任を負わない。
9. 交換留学期間中は、滞在国又は地域の法令（飲酒・喫煙等を含む）、並びに本学及び留学先大学の学則・諸規則を遵守するとともに、両大学の助言教員・担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗にも反することのないように注意し、健康管理及び安全確保に努め、本学の学生として本人の自覚と責任を持って行動すること。また、日本国及び留学先の国・地域で適用される法令等で禁止されている薬物・武器・模造品等の購入、持ち出し、所持・使用、持ち込みは絶対に行わないこと。

10. 交換留学中は留学先大学が定める授業を全て履修し、学業に精励すること。
11. 留学先大学の休暇期間中に旅行等の個人的な理由により留学先大学・滞在国を離れる場合は、本学国際課に事前に報告の上、了解を得ること。
12. 体験実習や専門実習、インターンシップ等を通して知り得た留学先大学、またはその関係機関の機密情報や重要事項（顧客情報や活動情報を含む）については、交換留学終了後においても守秘義務を遵守し、第三者に漏洩しないこと。留学期間中は、自己の責任において行動し、万一損害や被害が発生した場合または第三者に損害を与えた場合には、自己の責任において一切の損害賠償責任及びその他の責任を負うこととし、本学又は留学先大学に責任を一切問わないこと。
13. 留学前、留学中及び帰国後、期日内に所定の書類や報告書を提出し、各種オリエンテーション等に参加すること。また、交換留学中の連絡先に変更があった場合は、速やかに国際課に届け出ること。
14. 留学中は大学が指定した報告書や回答用紙を必ず提出し、月1回の国際課とのオンラインミーティングに参加すること。
15. 危機管理のため、留学期間中、本学、父母や保証人と常時連絡が取れる電話番号と日本からの着信及び日本への発信ができるよう手配すること。
16. 留学先大学決定後、やむを得ない場合（本学が実施する実渡航に係る意思確認調査を含む）を除き、留学辞退はしないこと。また、自然災害や感染症の拡大、情勢不安、治安の悪化等により、本学が派遣中止を決定する場合があり得ることを了承し、その決定に従うこと。これらに伴う航空券のキャンセル料金、その他辞退に伴う費用は本人の負担とすること。
17. 交換留学期間終了後は、2週間以内に帰国すること。また、本学の了解なく、個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。
18. 交換留学中の様子を表す画像・動画・文章等の記録を、本学並びに留学先大学が使用する場合があることを了承すること。また、本学の国際交流及び留学等に関する情報提供や各種調査・イベント（交換留学説明会、交換留学報告会等）に協力すること。

以上

年 月 日

(参加者) 学籍番号 : _____

所 属 : _____

氏 名 : _____

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を順守することを保証します。

(保証人) 氏 名 : _____ (続柄 _____)

福井大学長

内木 宏延 殿

誓 約 書

私、(氏名) _____ は、令和 8 年度交換留学（学術交流協定校または UMAP : University Mobility in Asia and the Pacific）に応募及び参加するにあたり、下記事項を守ることを誓います。

記

1. 交換留学の目的、参加条件、経費等についてよく理解し、事前に保証人等の経済的支援者の了解を得た上で出願すること。
2. 交換留学に必要な諸手続き（留学先大学に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、本学の所属学部・研究科における交換留学手続き、単位認定手続き、留学費用の支払い、保険加入等）については、事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
3. 交換留学の妨げとなる健康上の問題は渡航開始以前に解決すること。本学へ持病・既往症等の申し出がない場合は、本学での適切な対応ができないことを了承すること。また、既往症などがある場合には医師の診断と判断に従うこと。合理的配慮を受けている場合は、担当カウンセラーにプログラム参加について必ず事前に申し出ること。
4. 日本出発から帰国までの全渡航期間において、海外旅行傷害保険に加入すること。また保険で補償されないアクティビティ、危険を伴う活動（無免許での車やバイクの運転、スカイダイビングやバンジージャンプ等を含む）は行わないこと。
5. 渡航までに、指示された予防接種や抗体検査等を行うこと。
6. 海外旅行保険の補償内容は渡航前によく確認し、補償対象の事由と免責事由を把握し、父母や保証人等も内容を理解しておくこと。
7. 危機管理会社等の外部のサービスを利用する際、連携会社へ提供した疾病やトラブルに関連する個人情報について、本学の関係者に共有されることに同意すること。
8. 留学期間中、緊急に医療手当や手術の必要が生じ、本人又は保証人の同意を得る時間的猶予がない場合は、本学の教職員または医師の判断によって処置が実施されることに同意すること。本学の教職員、医師または派遣先の教職員によって医療行為が必要と判断されたにも関わらず、自らの意思で受診をしなかった場合、いかなる問題が発生しても本学、派遣先大学はその責任を負わない。
9. 交換留学期間中は、滞在国又は地域の法令（飲酒・喫煙等を含む）、並びに本学及び留学先大学の学則・諸規則を遵守するとともに、両大学の助言教員・担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗にも反することのないように注意し、健康管理及び安全確保に努め、本学の学生として本人の自覚と責任を持って行動すること。また、日本国及び留学先の国・地域で適用される法令等で禁止されている薬物・武器・模造品等の購入、持ち出し、所持・使用、持ち込みは絶対に行わないこと。

10. 交換留学中は留学先大学が定める授業を全て履修し、学業に精励すること。
11. 留学先大学の休暇期間中に旅行等の個人的な理由により留学先大学・滞在国を離れる場合は、本学国際課に事前に報告の上、了解を得ること。
12. 体験実習や専門実習、インターンシップ等を通して知り得た留学先大学、またはその関係機関の機密情報や重要事項（顧客情報や活動情報を含む）については、交換留学終了後においても守秘義務を遵守し、第三者に漏洩しないこと。留学期間中は、自己の責任において行動し、万一損害や被害が発生した場合または第三者に損害を与えた場合には、自己の責任において一切の損害賠償責任及びその他の責任を負うこととし、本学又は留学先大学に責任を一切問わないこと。
13. 留学前、留学中及び帰国後、期日内に所定の書類や報告書を提出し、各種オリエンテーション等に参加すること。また、交換留学中の連絡先に変更があった場合は、速やかに国際課に届け出ること。
14. 留学中は大学が指定した報告書や回答用紙を必ず提出し、月1回の国際課とのオンラインミーティングに参加すること。
15. 危機管理のため、留学期間中、本学、父母や保証人と常時連絡が取れる電話番号と日本からの着信及び日本への発信ができるよう手配すること。
16. 留学先大学決定後、やむを得ない場合（本学が実施する実渡航に係る意思確認調査を含む）を除き、留学辞退はしないこと。また、自然災害や感染症の拡大、情勢不安、治安の悪化等により、本学が派遣中止を決定する場合があり得ることを了承し、その決定に従うこと。これらに伴う航空券のキャンセル料金、その他辞退に伴う費用は本人の負担とすること。
17. 交換留学期間終了後は、2週間以内に帰国すること。また、本学の了解なく、個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。
18. 交換留学中の様子を表す画像・動画・文章等の記録を、本学並びに留学先大学が使用する場合があることを了承すること。また、本学の国際交流及び留学等に関する情報提供や各種調査・イベント（交換留学説明会、交換留学報告会等）に協力すること。

以上

年 月 日

(参加者) 学籍番号 : _____

所 属 : _____

氏 名 : _____

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を順守することを保証します。

(保証人) 氏 名 : _____ (続柄 _____)

福井大学長

内木 宏延 殿

誓 約 書

私、(氏名) _____ は、令和 8 年度交換留学（学術交流協定校または UMAP : University Mobility in Asia and the Pacific）に応募及び参加するにあたり、下記事項を守ることを誓います。

記

1. 交換留学の目的、参加条件、経費等についてよく理解し、事前に保証人等の経済的支援者の了解を得た上で出願すること。
2. 交換留学に必要な諸手続き（留学先大学に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、本学の所属学部・研究科における交換留学手続き、単位認定手続き、留学費用の支払い、保険加入等）については、事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
3. 交換留学の妨げとなる健康上の問題は渡航開始以前に解決すること。本学へ持病・既往症等の申し出がない場合は、本学での適切な対応ができないことを了承すること。また、既往症などがある場合には医師の診断と判断に従うこと。合理的配慮を受けている場合は、担当カウンセラーにプログラム参加について必ず事前に申し出ること。
4. 日本出発から帰国までの全渡航期間において、海外旅行傷害保険に加入すること。また保険で補償されないアクティビティ、危険を伴う活動（無免許での車やバイクの運転、スカイダイビングやバンジージャンプ等を含む）は行わないこと。
5. 渡航までに、指示された予防接種や抗体検査等を行うこと。
6. 海外旅行保険の補償内容は渡航前によく確認し、補償対象の事由と免責事由を把握し、父母や保証人等も内容を理解しておくこと。
7. 危機管理会社等の外部のサービスを利用する際、連携会社へ提供した疾病やトラブルに関連する個人情報について、本学の関係者に共有されることに同意すること。
8. 留学期間中、緊急に医療手当や手術の必要が生じ、本人又は保証人の同意を得る時間的猶予がない場合は、本学の教職員または医師の判断によって処置が実施されることに同意すること。本学の教職員、医師または派遣先の教職員によって医療行為が必要と判断されたにも関わらず、自らの意思で受診をしなかった場合、いかなる問題が発生しても本学、派遣先大学はその責任を負わない。
9. 交換留学期間中は、滞在国又は地域の法令（飲酒・喫煙等を含む）、並びに本学及び留学先大学の学則・諸規則を遵守するとともに、両大学の助言教員・担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗にも反することのないように注意し、健康管理及び安全確保に努め、本学の学生として本人の自覚と責任を持って行動すること。また、日本国及び留学先の国・地域で適用される法令等で禁止されている薬物・武器・模造品等の購入、持ち出し、所持・使用、持ち込みは絶対に行わないこと。

10. 交換留学中は留学先大学が定める授業を全て履修し、学業に精励すること。
11. 留学先大学の休暇期間中に旅行等の個人的な理由により留学先大学・滞在国を離れる場合は、本学国際課に事前に報告の上、了解を得ること。
12. 体験実習や専門実習、インターンシップ等を通して知り得た留学先大学、またはその関係機関の機密情報や重要事項（顧客情報や活動情報を含む）については、交換留学終了後においても守秘義務を遵守し、第三者に漏洩しないこと。留学期間中は、自己の責任において行動し、万一損害や被害が発生した場合または第三者に損害を与えた場合には、自己の責任において一切の損害賠償責任及びその他の責任を負うこととし、本学又は留学先大学に責任を一切問わないこと。
13. 留学前、留学中及び帰国後、期日内に所定の書類や報告書を提出し、各種オリエンテーション等に参加すること。また、交換留学中の連絡先に変更があった場合は、速やかに国際課に届け出ること。
14. 留学中は大学が指定した報告書や回答用紙を必ず提出し、月1回の国際課とのオンラインミーティングに参加すること。
15. 危機管理のため、留学期間中、本学、父母や保証人と常時連絡が取れる電話番号と日本からの着信及び日本への発信ができるよう手配すること。
16. 留学先大学決定後、やむを得ない場合（本学が実施する実渡航に係る意思確認調査を含む）を除き、留学辞退はしないこと。また、自然災害や感染症の拡大、情勢不安、治安の悪化等により、本学が派遣中止を決定する場合があり得ることを了承し、その決定に従うこと。これらに伴う航空券のキャンセル料金、その他辞退に伴う費用は本人の負担とすること。
17. 交換留学期間終了後は、2週間以内に帰国すること。また、本学の了解なく、個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。
18. 交換留学中の様子を表す画像・動画・文章等の記録を、本学並びに留学先大学が使用する場合があることを了承すること。また、本学の国際交流及び留学等に関する情報提供や各種調査・イベント（交換留学説明会、交換留学報告会等）に協力すること。

以上

年 月 日

(参加者) 学籍番号 : _____

所 属 : _____

氏 名 : _____

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を順守することを保証します。

(保証人) 氏 名 : _____ (続柄 _____)